

福島町地域公共交通確保維持改善協議会設立準備会及び
平成 22 年度第 1 回福島町地域公共交通確保維持改善協議会会議録

開催日	平成 23 年 3 月 3 日（木） 開会午後 2 時～福島町役場庁議室			
出席者 (20 名)	地域政策部地域政策課主幹		代理) 千葉 真一郎	
	函館建設管理部松前出張所長		道永 一悦	
	松前警察署交通課長		小出村 浩司	
	函館バス株式会社松前営業所長		長谷川 幸輝	
	有限会社山崎ハイヤー代表取締役		山崎 元	
	有限会社スマイル代表取締役		寺澤 ふさ	
	函館地区交通運輸産業労働組合協議会事務局長		大岩 伸一	
	福島町町内会連合会会長		塚本 謙也	
	福島町 PTA 連合会評議委員		木村 亙哉	
	福島町社会福祉協議会事務局長		山田 正宏	
	福島町老人クラブ連合会会長		成田 民夫	
	ふくしま町女性の会代表		小林 佳子	
	公募委員		土屋 稔代	
	町長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘
	教育長	丁子谷 雅男	総務課長	川岸 勤
町民課長	盛川 哲	建設課長	横内 俊悦	
教育次長	出羽 正機			
オブザーバー	北海道運輸局函館運輸支局首席運輸企画専門官		工藤 正弘	
欠席者 (3 名)	函館開発建設部江差道路事務所長		草開 良視	
	福島町商工会副会長		石岡 眞	
	福島町教育委員長		平沼 竜平	
事務局	企画 G 参事	鳴海清春	企画 G 総括主査	住吉英之
	企画 G 主査	中塚雅史		

(開会 14:00)

(事務局)

本日は何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。会場が広い会場を確保できませんで、狭いですがとも我慢をしてい

ただきたいと思います。ただ今から、福島町地域公共交通確保維持改善協議会設立準備会を開催したいと思います。

私は、この度の協議会の事務局を担当します総務課企画グループの鳴海と申します。よろしくお願い申し上げます。それでは、開催にあたりまして

福島町長よりご挨拶を申し上げます。

(町長)

皆さん、こんにちは。どうもご苦労様でございます。今日、午前中も別の方で会議がありまして、函館は全く天気が良くて、雪がない、木古内から福島が雪というような状況です。この70キロから80キロの区間の中でずいぶん大きく違いがあるという思いの中で、実は今日は地域公共交通確保維持改善協議会設立準備会、そのあとすぐ協議会の方に、皆さん方のご承認を得れば、入らせていただきますけど、福島町も高齢化がどんどん進んでおります。

そしてまた、町内においても温泉バス、あるいはまたスクールバス等で今それなりに町民の足は確保しているのですが、どうしてもやはり高齢化が進む中で様々なコミュニティバス等、何とか町民の方々の足の確保というのが課題となっております。その中でこの度、新しい国の方の制度を導入しながら、まずこの福島町地域公共交通確保維持改善協議会を設立し、福島町内における足の確保について皆さん方から、色々な角度から具体的な検討をしていただきたいと思いますということで、実はこのあと事務局の方からご説明があろうかと思っておりますけども、今日お集まりの構成員の皆様方についても、色々な分野の方々から入っていただいております。何とか高齢者が進む中で安心・安全、そして町民の方々が日々生活できるような交通体系をつ

くっていきたいということが大きな狙いでございますので、どうぞひとつ取留めないご挨拶になりましたけども、まず設立準備会にあたっての私のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞ1つよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。今回は地域公共交通確保維持改善協議会設立に向けての準備会になります。準備会につきましては、特段会議の進行について定めがございませんので、事務局の方で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。このあと座って進行させていただきます。

それでは会議を進めて参りたいと思います。会議次第3番目の協議事項について事務局より説明をいたします。

(事務局)

はい、それでは協議事項の1、福島町地域公共交通確保維持改善協議会規約等の制定について、でございます。平成19年10月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されまして、地域の合意形成による地域公共交通総合連携計画の策定と地域公共交通活性化再生に向けた環境整備がされたところでございます。これにより、国においては平成20年度より、地域公共交通活性化再生総合事業が創設されたところでありますが、国土交通省内で省内版事業仕分け、行政

事業レビューなどのプロセスを経まして、平成23年度からこれまでの各種事業も統合する形で、新規の事業としまして地域公共交通確保維持改善事業が創設されまして、国全体では305億円の予算計上が見込まれているところでございます。

当町におきましては、町長の挨拶にもあったのですが、高齢者やお体に障害を持つ方などの通院・買い物などの交通手段の確保、また一方では学校統廃合によるスクールバスの運行、温泉バスの運行などの課題を抱えているところでございます。町としましては維持改善事業の地域公共交通調査事業を活用し、地域に最適な公共交通の検討を始めるにあたり、関係各機関による福島町地域公共交通確保維持改善協議会を設置するものであります。地域公共交通調査事業を実施するにあたっては、協議会の設置が必要となるものでございます。

調査事業は、協議会が事業主体となって補助金を受ける形になりますことから、規約のほか事務規程や財務規定についても定めることとしてございます。ただ現在のところまだ、国から地域公共交通確保維持改善事業の正式な実施要綱等が通知されていない状況にあることから、これから説明することについても、変更がありうる場合があると思います。そういったことを、あらかじめご理解いただきたいと思っております。

それでは規約について、でありますけれども1ページをめくっていただき

まして、資料の1でございます。概要を説明いたします。全体で、16条で構成されてございます。

第1条には、設置の目的を定めてございます。協議会設置の根拠につきましては、まだ示されておりませんが、実施要綱に定められる協議会の位置づけとなるものでございます。

第3条でございます。3条には、協議会で審議していただく事業を規定しております。

第4条の組織についてですが、第1項第1号から第9号までに掲げる委員で構成しており、本日お集まりの皆様をお願いするものであります。2枚ほどめくっていただいて、資料というものがついてございます。協議会構成員（案）ということで、一覧をつけてございます。すいません、ここで1つ修正ですが、9番の北海道渡島総合振興局長が指名する者、ここの所属・役職等が地域振興部となっておりますけれども、正しくは地域政策部でございますので、修正の方をよろしくお願ひしたいと思います。規約の方に戻っていただいて、委員の任期でございますけれども、委員の任期は2年ということで定めでございます。

第5条の役員について、でございます。この準備会で設立の承認が得られると、副会長と監査委員を選出していただくこととしておりますけれども、ここの第2項中に、副会長と監査委員は総会において選出するという事として当初案としてございましたけれども、ここにつきましては総会という

ことではなくて、協議会ということで変更をいただければと思います。総会を協議会に変更して、ご承認いただければと思います。

1 ページめくっていただいて第 6 条になります。第 6 条につきましては会長は、福島町長をもって充てるということでございます。

第 11 条・第 12 条、幹事会と分科会を置くことができると定めております。けれども今、現段階ではすぐ設置ということは、事務局の方でも考えておりませんので、設置の必要性が生じたら、その際に設置するということで現在のところ考えてございます。

13 条は事務局について、でございます。事務局は総務課企画グループとします。この 13 条の 4 項には事務局に関し、必要な事項は会長が別に定めるとしてございます。

2 枚ほどめくっていただいて、先ほどの構成員の資料 2 の次、資料 3 でございますけれども、こちらを事務局規程（案）ということで、別に定める旨、ここで規程をしたいと思っております。

それと次のページの規約に戻っていただいて、第 14 条ですけど、財務に関する事項を定めてございます。協議会が実施する事業等につきましては、先ほどもご説明いたしましたけれども国の補助金を活用して、実施を考えてございます。補助金につきましては、直接協議会が受けて各事業を協議会が主体となって実施していきますので、財務に関する事項を定めるもの

でございます。

また何ページかめくっていただくと、資料 3 の後ろに資料 4 ということで、財務規程（案）ということで付けさせていただきます。最後になりますけれども、規約の方につきましては、本日皆様からご承認をいただければ、3 月 3 日付けで制定というふうにしたいと思っております。簡単でありますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

（事務局）

事務局の方から、説明が終了いたしました。質疑をお受けいたしたいと思っております。何かございますか？特にないでしょうか。

（はい、という声あり。）

（事務局）

それでは、ただ今提案がありました、福島町地域公共交通確保維持改善協議会規約について、特に意見がないようでございますので、規約原案及び協議会の設立についてご承認することということで、よろしいでしょうか？

（はい、という声あり。）

（事務局）

ありがとうございます。それでは引き続き、協議会の方に移っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。もう 1 つの方の資料があるかと思っております。それでは、準備会

におきまして、協議会の契約及び設立の承認をいただきましたので引き続き平成22年度第1回福島町地域公共交通確保維持改善協議会を開催いたします。開催に先立ちまして、役場以外の各団体から選出されております委員及び公募の委員の皆様には委嘱状を交付したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、町長お願いいたします。

(委嘱状を交付)

(事務局)

それでは会議次第3、会長の挨拶について、でございますけども、規約第6条において会長は福島町長をもって充てることとしてございます。また、規約第9条によって会長が議長となることになってございますので、町長の方から挨拶を兼ねて、進行をよろしくお願いをいたします。

(会長)

改めて、ご苦労様でございます。引き続き協議会の開催になるわけですが、先ほど申し上げましたとおり高齢化が進む中で、やはり町民の方々の安心した日常生活を送れる足を確保したいという思いでございます。ですから協議会をこの後、進めさせていただきますけども、まとめて委員の皆様にはただ今辞令の交付をさせていただきました。日々福島町にて、また時には外から見ている方、あるいは町内において福島町の実状を把握している

方等々においては、是非これからの協議会、2度3度とあるわけですがそういう中で是非意見を出していただければ非常にありがたいし、またそのような協議会であっていただければということをお願いするものでございます。どうぞ1つ、よろしくお願い申し上げます。では、挨拶終わりました。今辞令も交付させていただきました。こういう機会です。誠に恐れ入りますが、こちらの方から自己紹介を兼ねて、お願い申し上げます。

(委員)

渡島総合振興局地域政策課の本来は千葉繁主幹が委員となっておりますが、私代理で来ました、千葉と申します。上司の千葉、部下の千葉とわかりづらいですが、渡島総合振興局としましては、福島町さんに限らず他の地域とも会議を入れさせていただいておりますので、幅広い視点からご意見をして協力したいと思います。よろしくお願いをいたします。

(委員)

初めまして、函館建設管理部松前出張所所長の道永でございます。私は北海道が主管します、道路、河川それから海岸、建設等に携わっております。よろしくお願いをいたします。

(委員)

松前警察署交通課長の小出村と申します。警察の立場でお力添えが出来ることがあれば、携わっていきたく

思いますので、よろしくお願ひいたします。

(委員)

函館バス松前出張所の長谷川と申します。私どもは普段から地域公共交通バス輸送の立場で、色々と道路、更には地域一員とした形で、仕事をさせていただいております。今回の協議会に私どもの立場で、いかに福島町さんに貢献できるか、協力できるかということを実際に考えて、この会議に臨んでいきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(委員)

山崎ハイヤー代表の山崎です。よろしくお願ひいたします。

(委員)

介護をやっているスマイル、寺澤です。よろしくお願ひいたします。

(委員)

函館地区交通運輸産業労働組合協議会から参りました、大岩です。道南地区は、11 組合の組合が車に関わらず、労働組合も結集して、海・陸・空、様々な交通産業の労働者が集まって協議をさせていただきます。1 年間の活動としては、利用者またはそこで働く労働者の安心安全の輸送サービスを目指して日々取り組んでいるところでございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

(委員)

福島町町内会連合会の会長を務めさせていただいております、塚本です。よろしくお願ひいたします。

(委員)

福島町 P T A 連合会評議委員の木村です。よろしくお願ひいたします。

(委員)

福島町社会福祉協議会の山田と申します。今後、最も出てくるだろう高齢者の問題について、皆様の意見を聞かせていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(委員)

福島町老人クラブ連合会の会長をしております成田と申します。私ども年寄りのために、これからも安心して生活できるための色々な制度というものが出来てございます。また新しい制度が出来ます。私ども年寄りのために、皆様方の力をお貸しください。よろしくお願ひいたします。

(委員)

ふくしま町女性の会の代表をしております、小林佳子です。よろしくどうぞお願ひいたします。

(委員)

私、土屋と申します。この度、公募委員に立候補しましたのは、私福島町の将棋愛好会の会長を務めさせていただいております。それで、1 ヶ月に

1回、福島町の公民会をお借りしまして、老人の将棋をやっているのですがたまたま、老人の将棋とか囲碁をやりたい人が沢山いますけども、足を確保できれば、まだまだ集まるのではないかと思います。もう1つは、函館の方の老人センターとか温泉施設は、囲碁・将棋とかその他の踊りとか、サークルに人口も多いということもありますけども、沢山人が集まってきまして、いわゆる年寄りのコミュニケーションの場になっています。囲碁・将棋をやるだけではなく、民謡とかそういった年寄りの老後の楽しみというようなことを盛んにやっています。それで私ここに来まして、昔30年ほど前にここにいましたが、年寄りの方がとにかく足がないと、集まってやるのはいいけど、そこに行く手段で、前に車を運転して来ていたけど、年いってそういうこともできなくなって、息子に送ってもらっているという方が沢山いますので、その辺を含めまして今後、町民、町ばかりでなく、隣町の木古内とか松前の方も含めまして、そういう手段があればそういうものも活発になって老人の健康維持のために1つ手助けになるように、私も務めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員)

函館支局の工藤と申します。実は、正式な委員ではございません。オブザーバーというような形で参加させていただいております。多少お時間をい

ただいてお話をさせていただきたいのですが、私どもの業務はいわゆる今これから議論をされる交通、その基本となるバスや配達関係のナンバーを担当しています。しかし最近、自家用車を使いたいいわゆる有償運送と言われておりますけども、許可なくお金をとって、人を運んだり、物を運ぶとこれは法律違反でございます。ですからそこは、自家用車では許可が必要です。有償で運送をするという許可、これが法律の中に組み込まれまして、現在特に福祉関係とかその制度に沿って、各自治体さんでこの福島町さんも同様ですが、行っているところであります。先ほどから、町長さんをはじめ、色々なお話がございますけれども、交通体系はどうしているのかということで、結構前から色々な議論はされているのですが、なかなかいいアイデアというか、いい方策がなかなか出てこない中でいよいよ実は、一部マスコミ報道もされておりますけども、交通基本法という法律も一方では成立を目前としています。今回の福島町さんの委員会ですが、基本法と全く別ものということではなくて、繋がっているところは繋がっている、つまり高齢者の足腰の形をどうしていくのか、単独で行うことになるのか、それとも近隣の自治体さんも含めた形をとることになっていくのか、これはこれから成立を目前としている各法律がどのようになっていくかという点も読めるのかなというふうに考えております。大都市と地方都市は全く違うわけでござ

いまして、特に北海道の中でも札幌圏とそれ以外の都市というのは、また大きな違いがございます。我々の立場というのは、これまでのように例えば運送事業、先ほど申し上げた有償運送許可だとか、そういった形からおそらく法が変わっていくと、我々の業務もこれまでのとは変わっていくのではないかと、形としては宣伝に出るのではなく、後押しをしていくような立場になっていくのではないかとというのが予想されております。おそらく色々な関係する法律が、固まってくれば、成立すれば改めて、私達が渡島檜山管内各自治体さんの方に、ご説明なりにまたお邪魔することになるのではないかとこのように思っています。

ただ、後押しだとかそのこのところを言っても、それはいきなりやれと言われても当然無理な話でありまして、そこでこういった協議会、何か非常に重要な役割を担っていくことになるのではないかと思います。今までのバスタクシーのいわゆる緑ナンバーが、目立ってきた形から各自治体さんが町の交通体系、運行をどうしていくのかどの形がベストなのかと、そこには青ナンバー利用者として実際の面でもどう関わっていくのかということこれから話し合っていくのかなと思います。私どもも、未熟ではございますが、これからその後押しを一生懸命やらせていただきたいと思いますし、特に今函館渡島檜山管内だけではなくて、全国的に動いている話はあると聞いております。各自治体さん中心と

して町民の皆様、関係者の皆様の知恵を出し合って、自らの町の足の確保ということで動いていらっしゃいます。そういった情報も是非手に入れて、皆様にご報告をして伝えていければと思います。どうか今後ともよろしくお願いたします。

(委員)

教育委員会教育次長をしております、出羽と申します。学校教育の方を担当しておりますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

建設課長の横内です。町道の方を担当しておりますので、これからも道路の管理をしっかり進めていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

(委員)

町民課長の盛川と申します。私の方では、保健・医療・福祉、これらをだいたい担当しております。よろしくお願いいたします。

(委員)

総務課長の川岸です。よろしくお願いいたします。

(委員)

教育長の丁子谷と申します。先ほど、町長の挨拶にもありましたように、町内スクールバスの対応もございましたけれども、学校教育そして教育分野の

中で、この協議会の中で対応していくことができるといふふうに考えてございます。皆さん、よろしく願いいたします。

(委員)

副町長の竹下です。よろしく願いします。

(会長)

一人一人の委員の紹介が終わりました。それでは、このあと早速会議の方に入らせていただきます。会議次第の5であります。まず、協議事項の方に移らせていただきます。協議事項1、役員を選出について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

役員を選出でございますけれども、規約の中に副会長、監査委員について協議会の中で選出するという事になってございますので、よろしく願いいたします。

(会長)

選出の方法について、お諮りいたします。どなたかご意見等ありましたら、お願いしたいのですが、立候補する方があっても、構いません。なければ、事務局の方で何か案があるのであれば、お願いします。

(事務局)

はい、事務局といたしまして副会長に竹下副町長、ならびに利用者を代表

という形で、老人クラブ連合会の会長であります成田民夫さんをお願いをしたいといふふうに考えております。監査委員については、川岸総務課長と今日出席してございませんが、平沼教育委員長をお願いをしたいということで、提案をさせていただきます。

(会長)

今事務局案として、副会長には竹下副町長、そして老人クラブ連合会の会長さん、監査委員として平沼教員委員長、川岸総務課長の事務局案が提案されましたけれども、よろしいでしょうか？

(よろしいです、という声あり。)

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは、こういう体系の中でこの後の会議の方については、順次進めさせていただきます。任期については、辞令交付をさせていただいたとおり、平成25年の3月31日までとなるわけでございます。

次に協議事項の2、地域公共交通確保維持改善事業について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

2ページをお願いいたします。協議事項の2、地域公共交通確保維持改善事業についてですが、当事業に関しましては、先ほど事務局の住吉からも説

明がありましたとおり、従来の国の制度が見直され平成23年度から新たに地域公共交通確保維持改善事業として、国において305億円の予算措置がなされているところでございます。1点目の地域公共交通の確保維持改善の推進ということで、地域交通サバイバル戦略事業ですが、生活交通の存続が危機にひんしている地域において、実情に最適な移動手段が提供され、またバリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等、移動にあたっての様々な障害の解消等がされるよう地域公共交通の確保改善を支援する事業となっております。

大きく3つの事業で構成されてございます。1つ目が、地域公共交通確保維持事業ということで、これはカッコ書きにありますとおり、陸上交通や離島交通が対象となっているものでございます。2つ目は、地域公共交通バリア解消促進等事業ということで、主には利用環境の改善・地域鉄道の安全性の向上などが対象となる事業でございます。3つ目が、地域公共交通調査事業となっております。当協議会で取り組む事業はこの事業となります。

次に地域公共交通調査事業について、簡単に概要をご説明させていただきます。①の補助対象につきましては地域の公共交通の確保維持改善にかかる計画の策定及び調査等が補助の対象となります。②の補助対象者ですが、多様な地域の関係者で構成される協議会、うちの場合ですと今日設立された協議会が対象となります。この事

業を要望するにあたっては、協議会を事前に立ち上げることが必要となっておりますので、本来ですと4月にはいって立ち上げるべきところでございますが、国の要望事項が3月の下旬にも想定されてございますので、今回いち早く協議会を立ち上げさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。③の補助対象経費については、計画策定に必要な経費とされており、具体的にはカッコ書きにありますように、地域のデータ収集・分析の費用などが対象となります。④の補助率については、定額で2,000万円以下となっておりますが、昨年の全国的な平均値でいきますと500万円程度となっていることから、第2回の協議会で予算の方もお示しできるかと思っておりますけども、当協議会の予算規模についても同程度ということで想定をしてございます。以上で簡単ですが、協議事項2の地域公共交通確保維持改善事業について、ご説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

(会長)

ただ今、事務局の方から協議事項2の地域公共交通確保維持改善事業についての説明がございました。そういう中で、まず福島町としては将来に向けた、地域公共交通調査事業を優先した中で取り組みをしたいという説明もあったところでございます。今の事務局の説明等について、ご質問等ありましたらお願いします。意見が出てこ

ないくらい議長をやっていて辛いことないです。どうしたらいいのでしょうか。

(委員)
いいですか？

(会長)
はい、どうぞ。

(委員)
補助率ですが、定額というのは500万円というのが定額で、それから上を町で持ち出すようなイメージですか？

(事務局)
はい。

(会長)
はい、どうぞ。

(事務局)
先ほど申し上げましたとおり、制規な補助の規程については、2,000万円以下であれば10分の10の定額で交付されるということになります。ただ予算枠がどうしてもございますので、だいたい昨年の例を見ますと初年度の調査事業であれば、400万円～500万円程度、10分の10で措置されるというふうにご理解をいただきたいと思います。

(会長)
その他ございませんか？もしなけ

れば、ただ今の協議事項につきましてはお承諾いただいたということよろしいでしょうか？

(はい、という声あり)

(会長)
続いて、協議事項3の福島町地域公共交通総合連携計画の策定について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)
3ページの協議事項3、福島町地域公共交通総合連携計画の策定について、でございます。先ほどの協議事項2の地域公共交通確保維持改善事業の(2)の方で、地域公共交通調査事業について、説明がありましたけれども、そこの中の補助対象としましてこの計画の策定調査の業務ということで、この計画を皆様の方に審議していただいて、策定をしていただくということになります。まず、当町の交通体系ということになりますけれども、昭和63年にJR松前線が廃止後、バス路線が運行されている状況となっております。高齢化、少子化の影響で利用者の減少が続いていることから、利用実態に応じたダイヤ改正や車両規格等の調整を図るとともに、合理的かつ利便性に配慮した運行体制を確立するよう、バス事業者さんと沿線の松前町・知内町・木古内町とも協力、調整をしながら改善に努めてまいったところでございます。また一方では、高齢者や身体障害者等の交通弱者と

言われる方に対する、通院や買い物・学校統廃合に伴う児童、生徒の通学手段の確保、温泉バス等町内における総合的な交通体系のあり方の検討が課題となっております。町としましては、これらの問題解決に向けて、昨年福島町過疎地域自立促進計画というものを策定いたしましたけども、この計画の中におきまして、高齢者等の多様な移動手段の確保を目的に高齢者等生活交通確保対策事業というものを計画してございます。その事業を推進するために、過疎債という財源を活用した基金の造成を図って、将来的なコミュニティバス等の運行を視野に支援策を検討するという事としてございます。このようなことから平成23年度から、地域公共交通確保維持改善事業の地域公共交通調査事業を活用しまして、地域に最適な公共交通の検討を進めるものであります。イメージとして、福島町地域公共交通総合連携計画の将来ビジョン、構想ということですが、高齢者や身体障害者等の交通弱者に対する、通院や買い物の際の生活交通路線とも連携した交通手段の確保を行う、また学校統廃合に伴い、現在は学校用務員等により送迎を行っている状況にありますけれども、そういった状況にあることと吉岡温泉に優待バスを運行しているということもございます。これらを含めて総合的な交通体系の検討を行っていききたいということを考えてございます。

4 ページをお願いしたいと思いま

す。この計画策定の考え方というか検討事項等について、記載をしてございます。福島町地域公共交通総合連携計画検討事項（案）ということで、(1)～(9)番までこういった項目につきまして、皆様と審議をしていただきたいということで考えてございます。現状分析それと(2)のニーズ把握ということにつきましては、町民の方々に対して、アンケート調査等を実施しまして、しっかりニーズの把握をしていきたいなと、それを分析してどういった移動手段を確保していったらいいのかどうか、その辺を検討していききたいと思っております。(3)番目として、コミュニティバス等の試験運行を考えてございます。それから、アンケート等を分析しながら課題の抽出とバス利用活性化策等の検討、それから先ほどから出ています、温泉バス・スクールバス、こちらの運行の検討それとデマンド型交通の検討ということです。循環バスではなく、こういったデマンド型交通についても検討していきましょうということを考えてございます。基本方針をそれから策定しまして、最終的にはその計画の中で、どういった事業が展開できるのか、具体的な事業を出していただきましてそれを実施していくような形のもので考えてございます。

それから計画策定のスケジュールでございます。3月、本日ですけども先ほど設立準備会の方で、規約等の制定、設置のご承認をいただきました。ただ今第1回協議会を開催している

ところでございます。それから、これはまだ要綱等が定まっていない中で、このような形で走っていることとございますけれども、昨年までのスキーム等でいけば、だいたい3月下旬には、そういった認定申請等があるだろうという想定のもとに進めてございます。4月以降になりましたら、認定を受けて補助金等の交付申請を行っていきます。5月か6月くらいに入りましたら、平成23年度の第1回目の協議会を開催して参りたいと思っております。総合連携計画策定の推進の方法ですとか、多分この計画策定につきましては、いわゆるコンサルといわれるところに、業務の委託等もこれまでの例を見ますと、他の町でやっているところの例を見ますとそのような形で委託をされて実施をされているという状況もございますので、そういった内容等の部分についても検討をしていきたいと思っております。利用者ニーズの把握調査等についても、1回目の協議会の方で皆様から、ご意見をいただきたいと思っております。11月・1月・2月までは、2回・3回・4回とだいたい23年度に入りまして、4回程度の協議会を開催していきたいということで考えてございます。あくまでも今の段階では、国の正式な要綱等が示されていないということがございますので、このスケジュールは検討する項目とこういった部分につきましても、要綱を見ながら修正するところは、修正を加えていきながら進めていきたいと思っております。

ますので、よろしくお願いいたします。説明の方は以上でございます。

(会長)

ただ今、協議事項3の福島町地域公共交通総合連携計画の策定について、やはり将来事情も含み、そしてまた計画策定の考え方、そして計画策定の今後のスケジュール等について事務局の方から、説明がございました。何かご意見なりご質問等がありましたら、お願いしたいと存じます。

(委員)

はい、4ページの(3)コミュニティバスの試験運行とありますが、これもいわゆる補助金の中で、バスを仕立ててという形になるのかお伺いしたいです。それと(7)のデマンド型交通の意味をお知らせいただきたいと思います。以上です。

(事務局)

はい、コミュニティバスの試験運行につきましては、今この調査事業の中で確か実証実験の部分につきましては、補助の対象になるかということで伺っております。それと、(7)のデマンド型交通ということですが、利用される方のリクエストに応じてというか要望に応じて、バスを走らせるような形式でございます。ただ、闇雲にということになるとまた大変な部分がありますので、事前に予約をしていただいてその予約に応じて、バスを走らせるというような形もありま

すし、例えば巡回をしていく中で利用者からこういった時間帯にここで乗りたいというようなところがあれば、そこに迂回してお客さんを乗せて走るといような形もございます。基本的には利用者の要望にお答えしてバスが出向いて行って、利用者に乗せて運行するといような形式になってございます。

(委員)
わかりました。

(会長)
その他、ございませんでしょうか？

(委員)
この計画を行うにあたって、現在の福島町の人口なり、いわゆる交通弱者と呼ばれている方々、普通免許・自家用自動車を持っていない交通弱者の方々は、どのくらいおられるのか具体的な数字があれば教えていただきたいです。

(会長)
事務局でその辺、把握していますか？

(事務局)
今の時点では、まだそこまで把握してございません。ただ先ほど言いましたとおり、現状把握の中でそういった資料が次の会議の時には、ある程度お示しをできるのかなということになりますので、町の現状等もこれからき

っちり調査をして、それを協議会の方でお諮りをして、その現状に依じて今後どういったものかということになるかと思えます。ちょっとこれはおさえてございません。

(会長)
ということで、ご理解をお願いします。その他ございませんか？

(委員)
皆さん理解しているかも含めて委員の任期が2年間という形で、今回計画を策定するということで新年度のスケジュールは、ある程度示されてこの中で計画をある程度アンケートも含めて、進めていきます。2年間の部分、後期の部分は事務局ですといような形が協議会の位置づけになるのか、どういう心境になるのか、わかっていたら教えてください。

(事務局)
先ほど言いました事業については、国の方は概ね3年を目途に事業を採択するよな方向で動いております。1年目については、計画策定ということで2年目・3年目については、その計画策定に基づいた実証実験をしていくということになりますので、その実証実験の2年目以降については、実証実験の結果なりそういったものをお示した中で、修正をしていくといような形になるかと思えます。

(会長)
とにかく23年度においては、実証

実験ができるような、まずそういう体制づくりという意見の集約に努めていきたいと思います。

(事務局)

まず町の現状をきちんと、今の交通体系自体を町としてしっかり町内にあるものをまず現状として捉えて、それで福島町にどういったものが適しているのかということも提案をしていただく形で、だいたい計画書としてまとまるのかなと思っています。

(会長)

その他ございませんか？

(委員)

計画とは直接関係ないのですが、管内の他の町からも、高齢者が病院に通う時に病院自らが運行する病院バスというものがあまして、そういったものが路線バスを乗る方が少なくなる要因の 1 つだというような話を聞いていますけども、福島町さんではそういった影響はありますか？

(会長)

かなり来ています。函館、松前から来ています。毎日 5 台くらい来ています。松前からは町立病院、函館は稜北病院、小林整形、吉田眼科、藤崎整形、だから松前と函館方面から 6~7 台、だから木古内でも何か今度動かすみたいです。

(委員)

毎日ではないですよ。曜日が決まっているパターンもあります。

(会長)

影響があるということでは、函バスさんですよ。山崎さんは大丈夫ですけど、函バスさんが 1 番大きいですよ。

(委員)

大変です。

(会長)

だから、函バスさんも別な方法であるけばいいじゃないですか？

(委員)

この中に自分でメモしていたのですが、病院バスの実態調査ということやっていかなければならないと思っています。

(会長)

町内の病院もやはり出来たら、岩部・千軒の人は町内の病院というような要望というの、ないわけではございません。ただ、いずれにしても高齢化が進んでいく中で、先ほどの 3 ページにありますけども、福島町地域公共交通総合連携計画の将来ビジョンの中には、今でいう温泉を含んでスクールバス等々もありますから、ですから町内に買い物から全て私どもは欲張っているかもしれませんが、町内がそういう循環型の位置づけの中で出来たら検討できないかというのが、

現実の私の考え方です。欲張っていると言われるかもしれませんが、いずれにしてもこういうような事を変えていくのは、やはり必要ではないかと思えます。その時において、路線バスを運行している函バスさんには迷惑がかかります。それから日常ハイヤーと小型バスで営業している山崎さんにも迷惑がかかるということで、両方の会社に入っていたいただいたのは、将来的に循環型が増える中で出来る出来ないだろうかといい事も含めて、実はこれからの将来ビジョンを一つにまとめたいということです。その辺はご理解をお願いしたいと思います。その他ございませんでしょうか？

病院のバスというのは、料金をとっていないから運行できるのですか？病院のサービスということですか？

(委員)

サービスというか、私どもの立場でお話をすると、サービスという言葉はつかないですが、有償か無償かという判断です。ここで、お金はとっていません、となれば現行では法に触れるという部分はないです。ですから原則自由ということになります。先ほどお話が出ておりましたが、今の現状がいいのかどうかという、実際に我々に寄せられている声ですとか、各自治体さんから、または関係者の方々から声を総合しますと無償は無償でいいですけども、今は出来れば学校や幼稚園やもちろん自治体さんもございませうけれども幼稚園や学校、小中高、特に

高校でしょう。部活動とかです。それから病院、色々な施設も含めて、お客さんがいいのだろうかといっています、トラブルがなければという話は当然いたしますが、私の先ほどの挨拶の中で申し上げましたけれども、今、法律が変わると、成立を目の前にしているとおっしゃっていましたが、それが成立した時に今まで各施設が持っているバスがストレートに言う、どうしてそんなにバスを持つのですか？何の必要性がありますか？というのは、やはり非常に多いです。白タク白バスとの表裏一体もありますけども、そんなに必要ですかという声、おそらく法律が変わると今まで持っていた車が、これからどうなるのかということ、多分交通体系が変わるわけですから、遠くからわざわざお客さんや患者さんを、迎えにいくとか、送っていくとか、それはおそらく私は変わっていくのではないかといいふうに、予想しています。だから今までの競争というか、いわゆる本来は、運送は運送事業者が行うというのが、大原則のはずであって何故、各施設、クラブだとかスイミングクラブとか沢山色々なものをもっていますけども、何かあるじゃないですかと言われても仕方がないと私は思っています、やはり問題づくりは運送事業者、なぜ運送事業者かということ、いわゆる今まで実例としては、白ナンバーの運送に関しては、補償体制が何も無い、万が一の事故の際にも誰が責任を取るのかということが明確になっていくと

というのが、非常に全国的にもあってそこでだから青ナンバーは、それだけ事業許可を取るまで、色々ご苦労されてそういったことも、色々な芝居の中で特に安全なことは、厳しい中でご協力いただいているということがありますので、なぜ青ナンバーじゃないのですかというのは、我々の考えです。

以前は、ある程度自家用バスなりの使用は、制限があったのですが今除かれて、色々な方が持つようになりましてけれども、本来先ほど言いましたけれども、今の状況をどうするかという事も含めて、同じ例えば町内で車を走らせようとして、そこに今既存の業者さんの車を使って行うのか、新たな形をとるのか、そこがこれからの議論になってくると思いますので、やはり今日もおっしゃっていただいていますけれども、事業者さんの協力が必要だと私は思っています。

(会長)

あとございませんか？なければ、これからのスケジュールでいくと5月に続けて23年度の第1回の協議会、この時点では予算も確定していると思いますので、予算も含んだ23年度の具体的な推進等についての協議になろうかと思えます。是非そういう形の中でお願いしたいと思えます。

それと今日、前段で辞令の交付をさせていただきます。今日の辞令の交付については、各団体の代表の皆さんについては、団体としては時にはどなたかが交代で都合によって出る場合

があろうかと思えますけども、そうでもしなければ、なかなか会議が成立しないことがあります。ですから、どうしても忙しいときはどなたか変わりに出ていただいて、今日総合振興局で千葉さんの千葉さんが出たので、函バスさんでは長谷川さんの代わりに長谷川さんという人がいないから、誰かが出るとかそういうような形で、出来たらこれから協議会の中では出来る限り構成員の委員の皆さん方には、代わりの方がいるという中で協議会を進めていきたいということですので、お願いいたします。

事務局から何かありますか？

(事務局)

特にありません。

(会長)

それでは、今日の協議会はこの辺で終了させていただいてよろしいでしょうか？

(はい、という声あり。)

(会長)

はい、ありがとうございました。それではお忙しい中、本当に今日はありがとうございます。

(閉会 15:10)